

22府市保発第295号
平成22年9月8日

府中市国民健康保険運営協議会
会 長 小野寺 淳 様

府中市長 野 口 忠 直

府中市国民健康保険の税率等の見直しについて（諮問）

国民健康保険は、相互扶助と負担の公平を基本とし、その運営は加入者が負担する保険税と国庫支出金等によって賄うことを原則としています。

国においては、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年4月を目途に新たな高齢者医療制度に移行するため検討が進められています。またそれと同時に国保の運営のあり方についても、国保の広域化（都道府県単位）などを中心に検討が進められています。

こうした状況の中、本市においては、平成17年度に本審議会から平成18年度及び平成19年度の保険税について答申を受け、平成18年度に保険税を改定以降、平成20年4月からの後期高齢者医療制度導入に伴う国保財政への影響や社会経済情勢などが不透明であったため、据え置きとしてきました。しかしながら、この間地方税法等の一部改正に伴う課税限度額の引き上げ等が施行されたこと、また今後については、高齢者医療制度改革や国保広域化に伴う保険税（料）の平準化による影響、医療技術の進歩、高度化などによる医療費の伸びなどが予測されるなど、事業運営を取り巻く環境が変化しており、検討の時期であると考えております。

つきましては、国民健康保険事業の安定かつ健全な運営を図るため、平成23年度及び平成24年度の本市の国民健康保険の税率等の見直しについて審議していただき、答申して下さるようお願いいたします。

- 1 諮 問 事 項 平成23年度及び平成24年度の国民健康保険の税率等の見直しについて
- 2 答 申 期 限 平成22年10月中旬

22府国運発第10号
平成22年10月21日

府中市長 野 口 忠 直 様

府中市国民健康保険運営協議会
会 長 小野寺 淳

府中市国民健康保険の税率等の見直しについて（答申）

平成22年9月8日付、22府市保発第295号で諮問のあったこのことについては、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 国民健康保険を取り巻く状況について

はじめに加入状況などについては、加入世帯数が全世帯の33.3%、被保険者数は全人口の26.2%で、このうち65歳以上の加入者が全体の28.8%を占め、また世帯の所得金額が200万円以下の世帯が全体の63.3%を占めており、高齢者層と低所得者層が中心となっている。さらに高齢社会や医療の高度化等により、平成17年度から5年間で医療費が13.4%増加しており、今後とも保険給付費は伸びると予測され、現状のまま税率の見直しを行わない場合は、平成23年度、24年度の2カ年で、60億2千9百万円の財源不足が生じ、これを一般会計からの繰入金で全額を補てんしなければならない状況となる。

次に国などの動きを見ると、国は平成22年度地方税法改正により、賦課限度額を4万円増額し、平成23年度にはさらに4万円を増額する方針である。また、低所得者に対する均等割の減額措置についても7割・5割・2割の適用を可能とした。さらに、平成25年度には後期高齢者医療制度廃止後の新たな医療制度において、国民健康保険の都道府県単位化（広域化）が明記され、今後、広域内での保険料率の平準化の指導が予測される。その他、東京都からは医療分の応益割合について40%にするよう指導を受けている。

最後に他市などの動きを見ると、多摩26市では、平成22年度から10市が新保険税率を適用しており、その他の市の多くも現在見直し作業を進めている。また、協会けんぽ（旧政府管掌保険）の保険料率は、平成22年3月に9.37%から10.82%に変更され、平成23年度も引き上げが検討されている。以上、本市の国民健康保険を取り巻く状況について、各委員共通の認識であることを確認し、審議を行った。

2 見直しの方向性について

高齢化の進展などにより医療費が増加し、社会経済情勢の低迷や雇用状況の悪化により、低所得者の割合が増加傾向にあるなど、国民健康保険事業を取り巻く環境は非常に厳しく、財政基盤が弱いという構造的な問題を抱えているため、一般会計からの繰入金により事業運営の安定を保っている。しかしながら、一般会計繰入金と保険税は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性という点から、一定の基準内で運用すべきであり、その基準を超えた場合には、国民健康保険は、地域住民の医療を支える基盤であり、その運営は加入者が負担する保険税と国庫支出金によって賄うという原則に立ち返り保険税を見直すべきであると考え。よって本協議会の検討の方向性として、税率等について見直しを実施すべきとした。なお、見直しにあたっては、段階的に引き上げるなど、被保険者の負担にも十分配慮し実施することとする。

3 結論

(1) 保険税の賦課限度額について

中間所得者層の負担軽減という趣旨に鑑み、医療分の賦課限度額を47万円から50万円に引き上げ、支援分の賦課限度額を12万円から13万円に引き上げ、介護分の賦課限度額を9万円から10万円に引き上げる。

(2) 均等割の軽減措置について

低所得者層の負担軽減という趣旨に鑑み、現行6割・4割の軽減率について、7割・5割・2割とする。

(3) 保険税率等について

応能、応益負担の賦課割合については、60対40とし、平成23年度及び平成24年度の税率は、次の表のとおりとする。

医療分

区 分	平成23年度	平成24年度
所得割	4. 37%	4. 63%
均等割	21, 960円	22, 920円

支援分

区 分	平成23年度	平成24年度
所得割	1. 37%	1. 42%
均等割	6, 600円	6, 840円

介護分

区 分	平成23年度	平成24年度
所得割	1. 47%	1. 49%
均等割	9, 120円	9, 240円

(4) 一般会計繰入金について

一般会計繰入金と保険税は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性という点から、一定の基準をこれまでも設けてきたが、今回の見直しでは、以前採用していた、繰入基準率を医療給付費分は必要賦課総額の35%以内、介護納付金分は必要賦課総額の10%以内とする算定式を基本に、平成20年度からの医療制度改革による保健事業の負担増などの影響を考慮し、医療給付費分及び後期高齢者支援分は37%以内、介護納付金分は10%以内として新たな基準とする。

(5) 実施時期について

平成23年4月1日とする。

付帯意見

今後も高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、医療費の増加が見込まれる中、本市の国民健康保険事業の安定的な運営のため、医療費適正化や保険税収入の確保など、財政健全化に向け、効率的かつ効果的な取り組みに努めるよう要望する。特に保険税の収入状況について、負担の公平性を確保する点から、収入が伸びない要因、滞納者の現状分析を的確に行い、適切な対応をするため、新たな滞納対策を講ずるべきである。また、滞納額を削減するため、高額滞納事案はもとより、世帯所得100万円から300万円までの滞納額が全体の約45%となっており、これらの所得者層を対象とした滞納対策として、納税がしやすい仕組み又は施策を考えるべきである。それ以外の事案においても、催告や納税交渉を粘り強く行って、納税意識の啓発と収納に努め、さらに悪質な滞納者へは差押えなどの滞納処分を行い、収納率の向上に努めるとともに、納税相談、啓発活動の充実、先進市の収納対策の研究などに積極的に取り組むべきである。